

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

子育て世帯に対する支援の拡大を図るため、入居者の資格について見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

青梅市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項第 4 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）の一部改正を踏まえ、子育て世帯に対する支援の拡大を図るため、入居者の資格について見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

入居者の資格のうち、入居収入基準において特に居住の安定を図る必要があるものの範囲を次のように改める。（第4条関係）

改正後	現 行
入居者または同居者が次の各号のいずれかに該当する場合 (1)～(3) 略 (4) 同居者に <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u>	入居者または同居者が次の各号のいずれかに該当する場合 (1)～(3) 略 (4) 同居者に <u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u>

※ 上記の要件に該当する場合は、第4条第1項第3号に規定する入居者および同居者の収入基準が「月額158,000円」から「月額214,000円」に緩和される。

3 施行期日

平成29年11月1日